

次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第3項に基づき、下記の間、公益財団法人熊本県農業公社において公衆の縦覧に供する。

1. 縦覧の期間： 令和8年1月14日～令和8年1月20日

2. 権利関係 機構による所有権の取得または機構からの所有権移転

3. 利害関係人の意見聴取対象農地

番号	物件の所在地				地目 (現況)	面積(m <sup>2</sup> )	権利関係 (機構による所有権の取得/ 機構からの所有権の移転)
	市町村	大字	字	地番			
1	山都町	黒川	水溜	1542番1	畠	1,625	機構による所有権の取得
2	宇城市	三角町里浦	北平	1985番5	畠	1,785	機構からの所有権移転
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							